

法人名: 独立行政法人国立国際医療研究センター

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報公開

【平成26年度 第2四半期】

交付先法人名称	名目・趣旨	交付額 (単位:円)	支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付日等 (支出決定日)	支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区 分
公益財団法人日本医療機能評価機構	産科医療補償制度掛金	1,380,000		H26.7.31		公財	国所管
		1,140,000		H26.8.31			
		1,350,000		H26.9.30			
公益財団法人日本骨髄バンク	組織適合性試験費用及びドナー検査費用として	450,000		H26.9.17		公財	国所管
		450,000		H26.9.25			

## 【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は、支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分においては、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。